

ホームページ管理運営規程

(目 的)

第1条 この規程は、山梨県社会保険労務士会(以下「当会」という。)が開設するホームページ(インターネットを通じて情報等の発信を行う。)の企画及び管理運用に必要な事項を定め、社会保険労務士及び当会の事業に係る情報伝達及び広報機能の有効活用を図ることを目的とする。

(責任者)

第2条 当会ホームページの円滑な管理運用を図るため、次の責任者を置く。

- (1) ホームページ管理責任者は会長がこれにあたり、ホームページの管理運用を統括する。
- (2) ホームページ運用責任者は調査・広報部長が、副責任者に事務局長があたり、ホームページの管理運用、ホームページに掲載する情報の編集、ホームページにおける人権尊重や個人情報及び知的所有権の保護、ホームページのセキュリティ対策等ホームページ運用に関する事項全般を担当する。

(ホームページ委員会)

第3条 第1条の目的を達成するため、常設委員会としてホームページ委員会(以下「委員会」という。)を設置し、委員長は調査・広報部長がこれにあたる。

- 2 委員会には、事務局員を含む若干名の委員を置くものとし、委員会は必要に応じて開催する。委員の任期は当会の役員の任期に準ずるものとし、再任を妨げない。なお、後任の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員会の業務)

第4条 委員会は、次の事項について審議し、理事会に建議する。

- ① ホームページ全体の構成の企画、管理、運用に関する事項
- ② 会員のユーザーID 及びパスワードの管理に関する事項
- ③ 製作、更新作業の内部対応及び委託先に関する事項
- ④ ホームページの内容の充実に関する事項
- ⑤ ホームページの動向把握及び広報強化に関する事項
- ⑥ システムの安全とセキュリティ対策に関する事項

2 前項①及び②の実施に際しては、製作担当部署と協議するものとする。

3. 第1項③の委託先選定には、コスト及びスピードを加味するものとする。

(ホームページの内容)

第5条 当会ホームページは、社会保険労務士及び当会の事業活動のPR及び会員並びに会員になろうとする者に対する有益な情報提供を目的としているため、その内容は適切かつ正確なものであるよう努めなければならない。

2 当会ホームページは、情報の更新に配慮するとともに、次の各号に該当するものは提供してはならない。

- ① 公序良俗に反するもの。
- ② 人権及びプライバシーを侵害するもの
- ③ 個人又は団体を誹謗中傷するもの
- ④ 著作権又は著作権を侵害するもの
- ⑤ 特定の会員個人のみの利益を目的とするもの
- ⑥ 法令又は社会慣行に反する行為
- ⑦ その他当会の活動内容から不適切と認められるもの

3 当会以外のホームページをリンク先として掲載する場合は、前項各号に該当しないページであることを確認するとともに、原則として相手先の了解を得たものとする。

(ホームページ掲載の申し出)

第6条 当会の組織又はグループがホームページへの掲載を希望する場合は、原稿を作成の上、ホームページ運用責任者に申し出るものとする。ただし、その内容によっては掲載を断る場合がある。

2 前項の規定にかかわらず、会員の入退会、事務所その他登録事項の異動に関する事項、定期的又は掲載することが慣例となっている内容等について、あらかじめ定められた者が掲載作業(内作)を行うときは事後報告とすることが出来る。

(掲 載)

第7条 掲載作業の内作又は外作の振分けは、掲載を希望する者の意向を踏まえ、ホームページ運用責任者が行うものとする。

2 前項の振分けにおいては、定型的又は簡単な内容については極力内作とし、タイムリーな掲載又は更新を行えるように努めるものとする。

(不適切な内容の削除)

第8条 当会のホームページに掲載された内容が、第5条第1項及び第2項に定める事項に反し不適切であると判断された場合には、会長はホームページ運営責任者又は責任部署に対して、その内容の修正又は削除を命ずることができる。

(責任部署)

第9条 当会ホームページにおいて発信する情報については、その項目ごとに、当該情報の作成、更新及び削除等の作業を行う責任部署を設定する。

2 責任部署は、ホームページへの情報掲載を依頼した部署とする。ただし、ホームページ運用責任者が、発信する情報の内容から最も適当であると認めて特に定めた場合は、その部署(組織又はグループを含む)を責任部署とする。

3 責任部署は、第1項の作業を確実に行之、当該責任範囲の情報の管理に努めなければならない。

(インターネット接続管理)

第10条 インターネットサービスプロバイダーのサーバーに接続するためのID、パスワードは第2条に定める管理責任者及び運用責任者が管理する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、委員会の意見を聴いたうえで、理事会において審議し、決定する。

(附則)

この規程は、平成24年9月1日から実施する。

(附則)

この規程は、平成25年3月2日から実施する。(第3条 常設委員会)